

◎新潟県告示第1199号

高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項第1号の規定により、指定保安検査機関を次のとおり指定した。

令和2年11月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称及び所在地

一般社団法人新潟県高压ガス保安協会  
新潟市中央区東大通一丁目2番23号

2 指定年月日

令和2年11月9日

3 指定の区分

- (1) 冷凍保安規則第41条第4項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
- (2) 液化石油ガス保安規則第78条第4項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
- (3) 一般高压ガス保安規則第80条第4項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
- (4) コンビナート等保安規則第35条第4項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
- (5) 専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高压ガス設備（当該高压ガス設備のみを有する事業所に設置されているものに限る。）に係る特定施設の保安検査を行う者としての指定

4 保安検査開始の日

令和2年11月10日